

広島県教育委員会教育長訓令第一号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(委任事務) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>(委任事務) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
県立学校名	事務	県立学校名	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
所掌県立学校	(略)	所掌県立学校	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>広島県立広島皆実高等学校、広島県立広島国泰寺高等学校、広島県立広島観音高等学校、広島県立大竹高等学校、広島県立佐伯高等学校、広島県立五日市高等学校、広島県立広島井口高等学校、広島県立廿日市西高等学校、広島県立湯来南高等学校、広島県立広島工業高等学校、広島県立広島商業高等学校、広島県立広島商業高等学校、広島県立広島南特別支援学校、広島県立広島西特別支援学校及び広島県立廿日市特別支援学校</p>	(略)	<p>広島県立広島皆実高等学校、広島県立広島国泰寺高等学校、広島県立広島観音高等学校、広島県立大竹高等学校、広島県立佐伯高等学校、広島県立五日市高等学校、広島県立広島井口高等学校、広島県立廿日市西高等学校、広島県立湯来南高等学校、広島県立広島工業高等学校、広島県立広島商業高等学校、広島県立広島商業高等学校、広島県立広島南特別支援学校、広島県立広島西特別支援学校及び広島県立廿日市特別支援学校</p>	(略)

附則

この教育委員会教育長訓令は、令和三年四月一日から施行する。